障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第10回（H29．９．22）	資料３

障害児通所支援に係る報酬・基準について
≪論点等≫

児童発達支援
１．　医療型児童発達支援
放課後等デイサービス

児童発達支援

○ 対象者

■ 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。

○ サービス内容

■ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童発達支援センター
- ・児童指導員及び保育士　4:1以上
- ・児童指導員　1人以上
- ・保育士　1人以上
- ・児童発達支援管理責任者　1人以上

■ 児童発達支援センター以外
- ・指導員又は保育士　10:2以上
- ・児童発達支援管理責任者　1人以上

○ 報酬単価（平成27年4月～）

■ 基本報酬

■ 児童発達支援センター（利用定員に応じた単位を設定）
- ・難聴児・重症心身障害児以外　737～976単位
- ・難聴児　900～1,220単位
- ・重症心身障害児　798～1,152単位

■ 児童発達支援センター以外（利用定員に応じた単位を設定）
- ・重症心身障害児以外　364～620単位
- ・重症心身障害児　699～1,608単位

■ 主な加算

児童指導員等配置加算（6～12単位）
→ 児童指導員、保育士の有資格者等を配置した場合に加算。
※児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。

延長支援加算
障害児（重症心身障害児以外の場合）（61～123単位）
重症心身障害児の場合（128～256単位）
→ 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算。

事業所内相談支援加算（35単位）
→ 事業所内での障害児とその家族等に対する相談援助を行った場合に加算（月1回を限度）。

○ 事業所数　4,758（国保連平成29年4月実績）

○ 利用者数　74,680（国保連平成29年4月実績）

児童発達支援の現状

【児童発達支援の現状】
- ○ 児童発達支援の総費用額（平成28年度）は778億円で、障害児支援全体の27.4%を占める。
- ○ 総費用額、利用児童数、請求事業所数すべてにおいて伸びている。

総費用額の推移

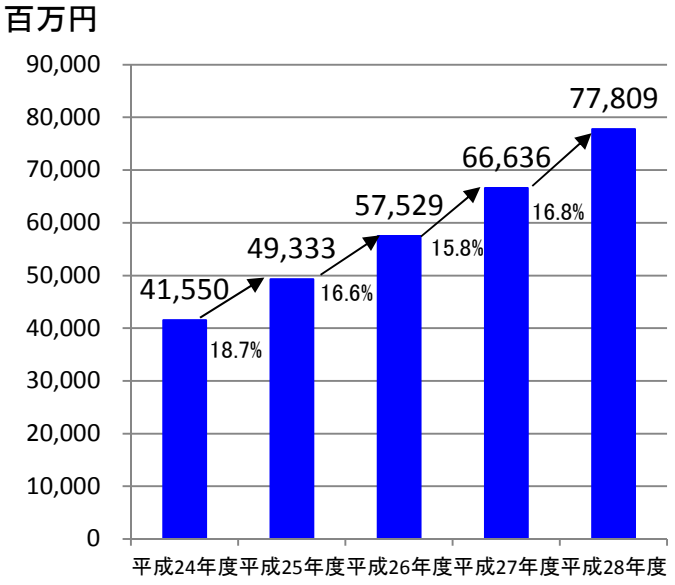

利用児童数の推移（一月平均）

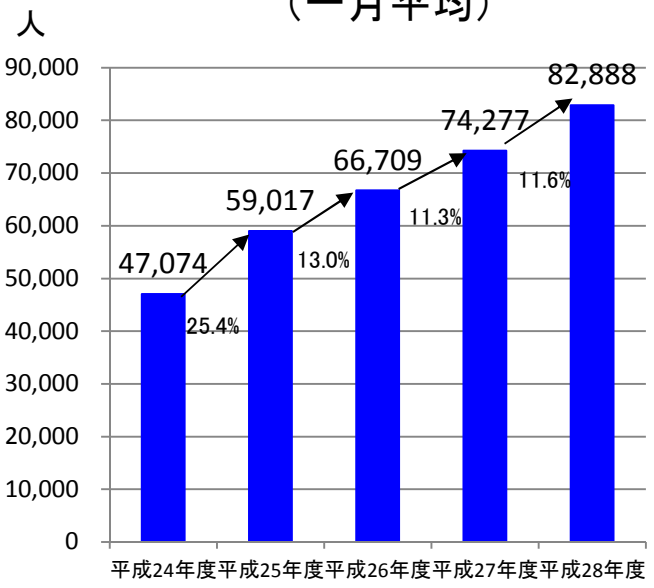

請求事業所数の推移（一月平均）

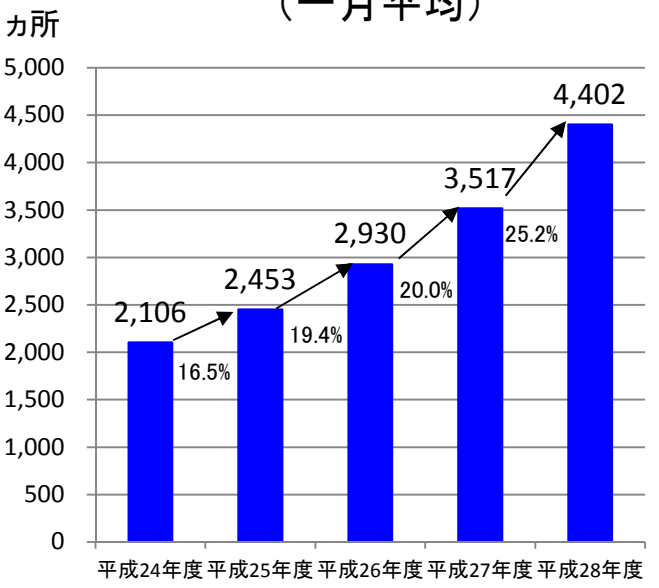

※出典：国保連データ

医療型児童発達支援

○ 対象者

■ 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児。

○ サービス内容

■ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童指導員　1人以上
■ 保育士　1人以上
■ 看護師　1人以上
■ 理学療法士又は作業療法士　1人以上
■ 児童発達支援管理責任者　1人以上

○ 報酬単価（平成27年4月～）

■ 基本報酬

■ 医療型児童発達支援センター
・肢体不自由児　333単位
・重症心身障害児　445単位

■ 指定発達支援医療機関
・肢体不自由児　333単位
・重症心身障害児　445単位

■ 主な加算

保育職員加配加算（50単位）
→ 定員21人以上の医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合に加算。

延長支援加算
障害児（重症心身障害児以外の場合）（61～123単位）
重症心身障害児の場合（128～256単位）
→ 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算。

事業所内相談支援加算（35単位）
→ 事業所内での障害児とその家族等に対する相談援助を行った場合に加算（月1回を限度）。

○ 事業所数　98（国保連平成29年4月実績）

○ 利用者数　2,115（国保連平成29年4月実績）

医療型児童発達支援の現状

【医療型児童発達支援の現状】
- ○ 総費用額、利用児童数はほぼ横ばい。
- ○ 請求事業所数は減少傾向。

総費用額の推移

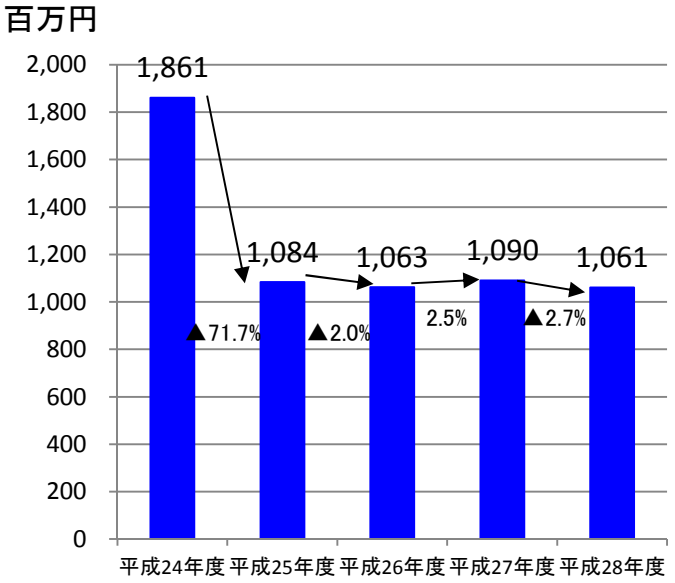

利用児童数の推移（一月平均）

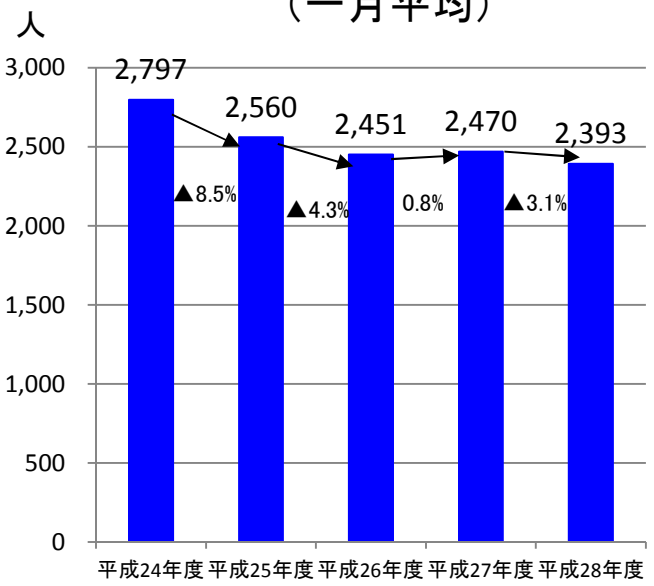

請求事業所数の推移（一月平均）

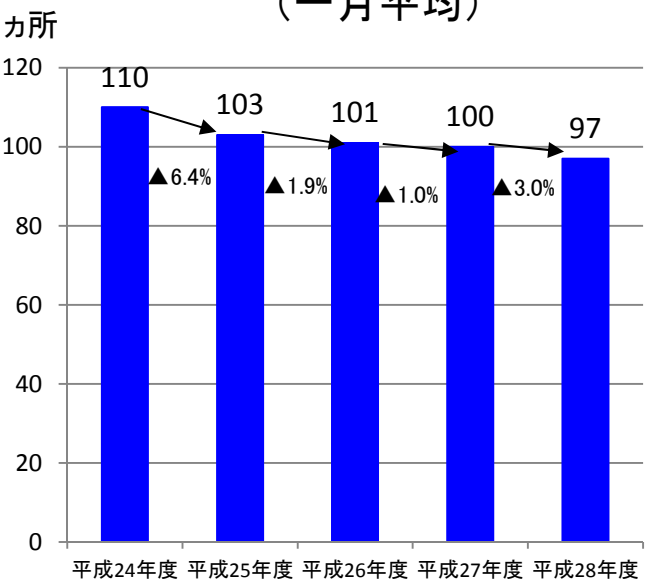

※出典：国保連データ

放課後等デイサービス

○ 対象者

■ 学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。

○ サービス内容

■ 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者　10:2以上
※うち半数以上は児童指導員又は保育士
■ 児童発達支援管理責任者　1人以上
■ 管理者

○報酬単価（平成27年4月～）

■ 基本報酬

■ 授業終了後（利用定員に応じた単位を設定）
・重症心身障害児以外　276～473単位
・重症心身障害児　577～1,329単位

■ 休業日（利用定員に応じた単位を設定）
・重症心身障害児以外　359～611単位
・重症心身障害児　699～1,608単位

■ 主な加算

児童指導員等配置加算
授業終了後に行う場合（4～9単位）
休業日に行う場合（6～12単位）
→ 児童指導員、保育士の有資格者等を配置した場合に加算。
※主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。

延長支援加算
障害児（重症心身障害児以外の場合）（61～123単位）
重症心身障害児の場合（128～256単位）
→ 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算。

事業所内相談支援加算（35単位）
→ 事業所内での障害児とその家族等に対する相談援助を行った場合に加算（月1回を限度）。

○ 事業所数　10,613（国保連平成29年4月実績）

○ 利用者数　160,487（国保連平成29年4月実績）

放課後等デイサービスの現状

【放課後等デイサービスの現状】
- ○　放課後等デイサービスの総費用額（平成28年度）は1,940億円で、障害児支援全体の68.5%（前年度64.9%）を占める。
- ○　総費用額、利用児童数、請求事業所数のすべてにおいて、新制度が始まった平成24年４月以降、大幅な増加を続けている。

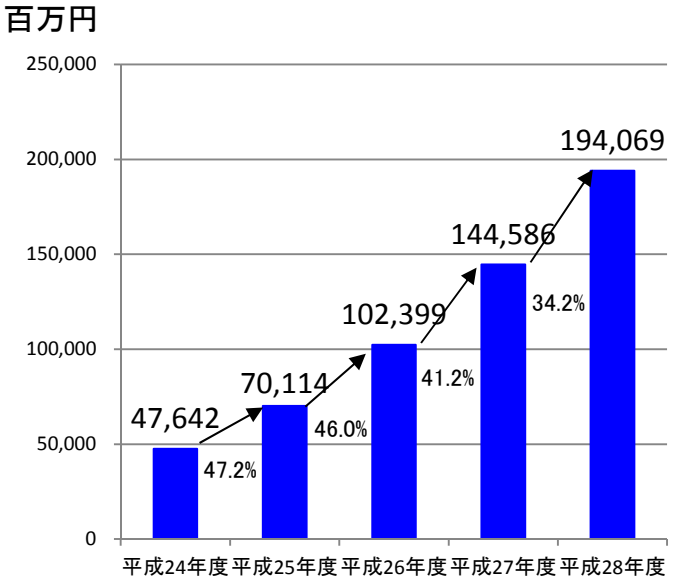

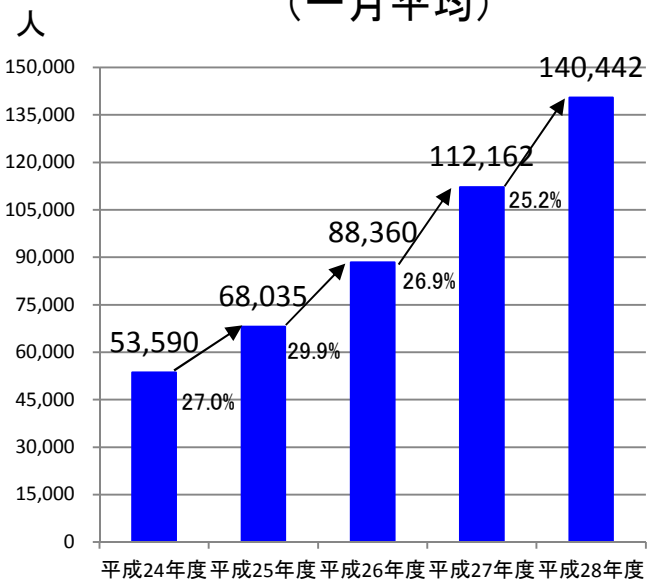

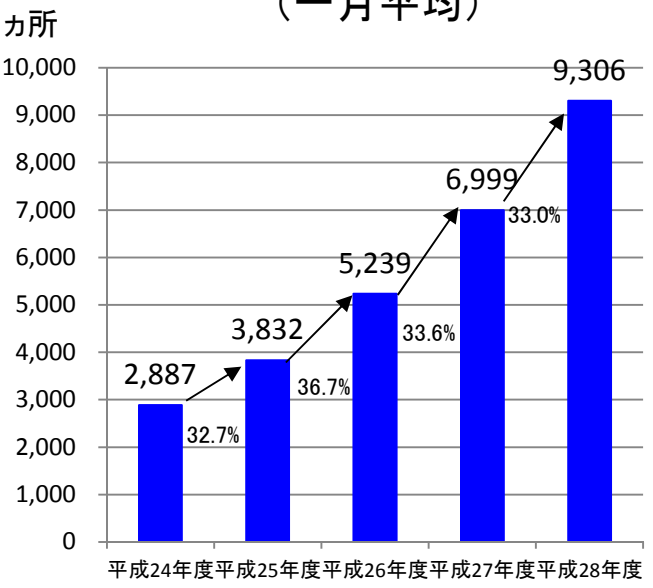

※出典：国保連データ

関係団体ヒアリングにおける主な意見（児童発達支援、医療型児童発達支援①）

No	意見等の内容	団体名
1	○医療的ケア児、聴覚障害児、視覚障害児等特別な配慮を必要とする子どもを地域の児童発達支援センター等で受け入れた場合、専門職の配置のための予算の確保が必要である。	全国児童発達支援協議会
2	○児童発達支援は、より個別的な支援、家族支援も重要であり、現状の職員配置を実態に合わせて、子どもの数を3で除した数以上が必要である。	
3	○児童発達支援ガイドラインにおいても移行支援の重要性が位置づけられましたが、年1回の関係機関連携加算では、幼稚園、保育園への丁寧な移行支援ができない。子どもと家族が安心して保育所等に移行するためには、充分な回数分の移行支援の連携が必要である。	
4	○現在は、月１回のみの事業所内相談支援加算については、家族支援のために大変重要な加算である。しかし、ペアレントトレーニングは、週1回　5回から7回のセッションが必要。また家族の相談も継続して相談する事業所もある。家族支援をしっかりやろうとすると、現状の月１回では足りない。事業所内相談支援加算を、30分以上、事業所内で家族の相談をした場合に、週1回の算定の必要である。 ○グループカウンセリングの必要性から、グループでの算定も必要である（医療では、集団精神療法は週2回）。	
5	○児童発達支援管理責任者は、多くの場合、定員より多い契約の子どもの個別支援計画を作成するため責任を担っている。 ○子どもの支援、保護者の支援、他の職員への支援、他機関との連携など、重要な責務であり、仕事量も多い実態があるため、仕事の質と量にそった児童発達支援管理責任者専任加算が必要である。	
6	○厚生労働省とCDS等の団体で行う、児童支援者養成研修を受講した場合、強度行動障害特別処遇加算と同じように算定し、研修の必須が必要である。	
7	○児童発達支援のガイドライン・放課後等デイサービスのガイドラインの公表の義務づけをする。公表しない事業所は減算をする。	全国児童発達支援協議会　他 （同旨：日本発達障害ネットワーク）
8	○児童発達支援センターにおける作業療法士、言語聴覚士及び心理職等について、専門性の確保の観点から特別支援加算等報酬上の評価を見直す。	日本発達障害ネットワーク
9	○障害児・者への支援における、心理職員、作業療法士、言語聴覚士など専門的な支援を適切に評価するとともに、適応される分野の拡大を図ること。	
10	○発達障害者が全国どの地域においてもサービスが受けられるよう、発達障害者支援センターを中心に支援体制を構築していくこと。	
11	○障害児支援においては、支援の質を確保し、保育所等への移行支援、家族等に対する相談援助や関係機関との連携を評価。	

関係団体ヒアリングにおける主な意見（児童発達支援、医療型児童発達支援②）

No	意見等の内容	団体名
12	○障害児の通所系サービスにおける医療的ケア児受入れ促進のため、医療的ケアの判定をもって重症心身障害児扱いとした上で、医療的ケア加算を創設する。	日本医師会
13	○医療的ケア・重度重複障害、強度行動障害、難治性てんかん等のある障害児への支援に対する個別対応をした場合の報酬上の評価が必要である。	日本知的障害者福祉協会
14	○重症児は外部の環境に慣れることに時間がかかり、体調の変化が著しいため、欠席率が非常に高い。「主たる対象とする障害を重症心身障害とする」報酬に対応した欠席時対応加算の見直しを行うべき。	全国重症児デイサービス・ネットワーク　他 （同旨：熊本県）
15	○准看護師を人員基準（看護師）要件に加えた見直しを行い、現場経験が豊富な人材を大きな戦力とすべき。	全国重症児デイサービス・ネットワーク
16	○機能訓練担当職員配置の時間的緩和を行い、求められる役目を全うする。	
17	○児童福祉法の障害児通所支援（児童発達・放課後等デイサービス）に「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」を適用する必要がある。	全日本ろうあ連盟
18	○児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業は、地域に信頼される事業であるために質の向上が必要である。	
19	○医療的ケア児に関する報酬体系を創設することや、医療的ケア児を支援するため、看護師を追加配置した場合の新たな加算制度を構築すること等が必要である。 また、事業所が医療的ケアへの対応を実践的に学ぶための研修体制を構築すること。	熊本県
20	○定員20名、30名の単価の減額幅を縮小させるべき。	日本自閉症協会
21	○児童発達支援については、営利目的の安易な事業所参入がなされないよう、ガイドラインの遵守徹底と市町村との協議による母子保健分野との連携担保を事業所指定要件とすべき。	全国手をつなぐ育成会連合会
22	○児童発達支援、放課後等デイにおける構造化や視覚支援等には居宅内でも応用可能なものが含まれることから、たとえば月に1回「保護者教室」等を開催し、居宅内で応用可能な支援や環境整備等を伝達する機会を提供することを促進する。	

関係団体ヒアリングにおける主な意見（児童発達支援、医療型児童発達支援③）

No	意見等の内容	団体名
23	○児童発達支援及び放課後デイサービス等のガイドラインの遵守と監査・指導体制を強化すべき。	全国重症心身障害日中活動支援協議会
24	○超重症児等への医療的ケアには現行基準を大幅に超える手厚い看護配置が必要である。医療的ケア児者の受け入れを促進するために、必要な医療的ケアに応じて、医療的ケア児者加算、準超重症児者加算、超重症児者加算を新設するべき。	
25	○重症児者はリハビリテーションの重要性及びニーズが高いが、特別支援加算の報酬が低く算定事業所が少ない。専門的リハビリテーションに対する評価を充実すべき。	
26	○日々の体調の変化や長期入院等による重症児者特有の欠席に対応した措置 重症児者の平均出席率は70%前後であり、欠席対応加算が必要である（小規模事業所ほど、影響大で、廃業の危険性大）。	
27	○児者一貫したケアに応じた整合性のある基本的報酬構造の構築（1.4対1の人員配置新設を含む）。利用制限になりうる児童発達支援の定員に応じた逓減制の是正と、軽度障害児との報酬の逆転現象を解消すべき。	
28	○医療的ケア児の受け入れのためには、心身の状態を観察し、異常の有無をアセスメントでき、医療行為が実施できる看護職の配置が必要である。看護職を配置している場合には、報酬上の評価をすべき。	日本看護協会　他 （同旨：全国重症心身障害日中活動支援協議会）

関係団体ヒアリングにおける主な意見（放課後等デイサービス①）

No	意見等の内容	団体名
1	○学校との連携を行って、朝から不登校児を受け入れている放課後等デイサービスは、学校休業日と同等の給付の保障が必要です。 個別対応の必要な子どもには、1：1もしくは2：1手厚い対応が必要である。	全国児童発達支援協議会
2	○放課後等デイサービスの運用の見直し一時間・加配加算の見直し ①放課後デイサービスの数が増加し、質も問われている。朝からの長時間の対応と1時間だけのサービスなどが混在しているため時間にあわせた適正な報酬単価及び加算の創設が必要である。（放課後ディサービスのガイドラインの中で、支援の内容をより具現化が必要） ②指導員加配加算がアルバイトの学生と児童指導員との差が12単位しかないので見直しが必要である。	
3	○障害児を分ける仕組みとなっている現在の放課後等デイサービスの仕組みはあらためるべき。	DPI日本会議
4	○重症心身障害児のみならず強度行動障害児が受け入れられるよう算定を見直す。	一般社団法人日本発達障害ネットワーク
5	○福祉分野と教育分野の専門家が行う支援会議及び個別の支援計画と個別の教育支援計画・指導計画の協働的作成を評価するとともに、未実施においては減算とする。	
6	○児童発達支援センターは保育所や幼稚園へ、放課後等デイサービスは一般の放課後クラブ等への移行を積極的に推進し、特別な理由がないかぎり、そこで長期にわたって利用していく事を抑制していくこと。	
7	○放課後等デイサービスについては、サービスの適正実施等の観点から見直し、支援の必要な人には報酬が高く設定され、それ以外については低く設定され全体としてのバランスが保たれるよう見直すこと。	
8	○重度障害児支援を見据えた報酬の抜本的見直し、養護性の高い世帯や就労世帯への支援方策検討すべき。	全国手をつなぐ育成会連合会
9	○放課後等デイサービスの基盤整備は積極的な事業展開により、概ね整備の目標を達したと評価できる。今後は報酬の適正化と特別な事情を抱えた世帯への支援強化が重要である。ただし、地域偏在は否めず、地域によっては事業所が存在しないケースもあることから、障害児福祉計画に基づく事業所の指定が硬直的な運用とならないよう、国の適切な指導を期待する。報酬については、現在の事業規模の設定を改め、以下の要素を報酬設定に取り込み、重度の障害児へのより一層の充実を求める。 ① 障害支援区分（児童の3区分） ② サービス提供時間（届け出上の開設時間ではなく、実際のサービス提供時間） ③ 事業所規模（事業所の定員） ④ 支給決定日数	

関係団体ヒアリングにおける主な意見（放課後等デイサービス②）

No	意見等の内容	団体名
10	○医療的ケア児が利用できる放課後デイサービスの整備・推進すべき。	日本看護協会
11	○サービスの質を担保するため、一定の基準に達しない事業所に対しての減算を設けるとともに、実態の伴わない事業所には指導を強化し、改善が見込まれない事業所は指定を取り消す等、厳正な対処を行う必要がある。	日本知的障害者福祉協会
12	○放課後等デイサービスの適正化を図るために区分及びサービス提供時間に応じた傾斜配分による報酬構造の設計が必要である。	全国地域生活支援ネットワーク
13	○区分の低い障害児を中心に支援している事業所が報酬減額により持続可能なサービスができない状況に陥らないよう人員配置基準等の規制緩和措置も同時に必要と考える。この視点は、子育て支援を充実させるためのレスパイトサービス機能を持続化させることにもつながると考える。（例えば、日中一時支援に準ずるサービス類型を創設するなど） ○上記のような運営形態が持続可能となるように、学童保育や放課後学童クラブと一体的に運営できる人員要件の緩和についても検討されるべき手立てである。この取り組みは、昨今の地域共生社会の実現やインクルージブな子育てという視点からも必要である。	
14	○専門的なサービス提供及び2次障害による行動障害を予防していく観点から、強度行動障害者支援者養成研修を受講した場合の加算制度も創設を求める。	
15	○放課後等デイサービスと同様にサービスの質の確保のために運用基準が変更された就労継続支援A型事業においては、基準を満たさない場合の取扱いを定めた通知が出ており、放課後等デイサービスにおいても全国で統一した対応を決める必要がある。特に、児童指導員又は保育士が半数以上いない場合の対応について、減算規定とその適用期間を設ける等の対応を早急に行う必要がある。	熊本県
16	○定員20名、30名の単価の減額幅を縮小させるべき。	日本自閉症協会

障害児通所支援（保育所等訪問支援除く）に係る報酬・基準について

障害児通所支援（保育所等訪問支援除く）に係る論点

論点１　児童発達支援事業所の基準の見直し

論点２　障害児通所支援の質の向上と適切な評価（基本報酬・加算）

論点３　一般施策との連携・移行支援の評価のあり方

論点４　障害児及び保護者への相談援助の強化

論点５　その他

【論点1】 児童発達支援事業所の基準の見直し

現状・課題

○ 障害者総合支援法の見直しに関する報告書（平成27年12月14日）では、「放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、発達支援を必要とする障害児のニーズに的確に対応するため、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、放課後等デイサービスガイドラインの活用を徹底するとともに、発達支援等の子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者の配置を求めるほか、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するなど、制度面・運用面の見直しを行うべきである。」 とされている。

○ 放課後等デイサービスについては、平成29年４月から人員配置基準を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者に見直した（既存の事業所は１年の経過措置）が、児童発達支援事業所については指導員（資格要件なし）又は保育士としている。

○ また、放課後等デイサービスは、ガイドライン内容に沿った評価項目に基づき自己評価及び質の改善を行い、それを公表することを運営基準により義務付けている。一方、児童発達支援については、本年７月にガイドラインを公表したばかりであり、放課後等デイサービスのような規定はない。 → 【論点５－２】その他

論　　点

○ 児童発達支援の人員配置基準をどう考えるか。

○ 児童発達支援事業所についても、支援の質の確保を図る観点から、放課後等デイサービス同様に人員配置基準及び運営基準を見直すこととしてはどうか。

現行の児童発達支援及び放課後等デイサービスの指定基準

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>児童発達支援事業所
（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所以外）</th><th>放課後等デイサービス事業所
（主として重症心身障害児を通わせる事業所以外）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">人員基準</td><td>管理者</td><td colspan="2">原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務との兼務可）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">従業者</td><td colspan="2">児童発達支援管理責任者　１人以上（１人以上は専任かつ常勤）</td></tr>
<tr><td>指導員又は保育士
・１人以上は常勤
・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上
１）障害児の数が10人まで　２人以上
２）10人を超えるもの　２人に、障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上
・機能訓練担当職員の数を合計数に含めることができる</td><td>【～平成29年３月】
左記児童発達支援と同じ

【平成29年４月～】
児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者
・１人以上は常勤
・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上
１）障害児の数が10人まで　２人以上
２）10人を超えるもの　２人に、障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上
・機能訓練担当職員の数を合計数に含めることができる
・上記の人数のうち半数以上は児童指導員又は保育士</td></tr>
<tr><td>機能訓練担当職員　　機能訓練を行う場合に置く</td><td>機能訓練担当職員　　機能訓練を行う場合に置く</td></tr>
<tr><td colspan="2">設備基準</td><td colspan="2">指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えること
その他、支援の提供に必要な設備及び備品</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td></td><td>質の評価及び改善を行い、その内容をおおむね一年に一回以上、インターネット等により公表しなければならない
※重症心身障害児は放課後等デイサービスに限る</td></tr>
</table>

※機能訓練担当職員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員等とされている。

障害児通所支援に従事する職員の概要
（平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査（平成28年度調査）より）

【職種】

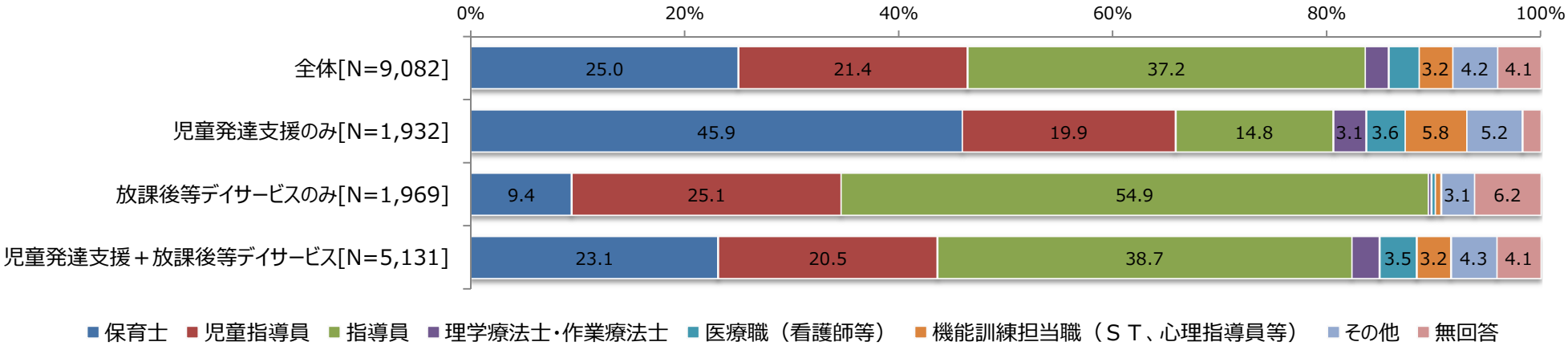

【福祉業務等の経験年数】

	全体[N=4,206]	児童発達支援のみ[N=1,125]	放課後等デイサービスのみ[N=809]	児童発達支援＋放課後等デイサービス[N=2,258]
福祉業務等の経験年数	8.6	11.3	6.6	7.8
うち、児童福祉	2.5	4.4	1.3	2.0
うち、障害者福祉	0.9	0.7	1.2	0.9
うち、障害児福祉	3.5	4.6	2.6	3.2
うち、介護福祉	0.6	0.2	0.8	0.7
うち、その他	1.4	1.5	1.1	1.6

【経験年数「その他」の経験分野】

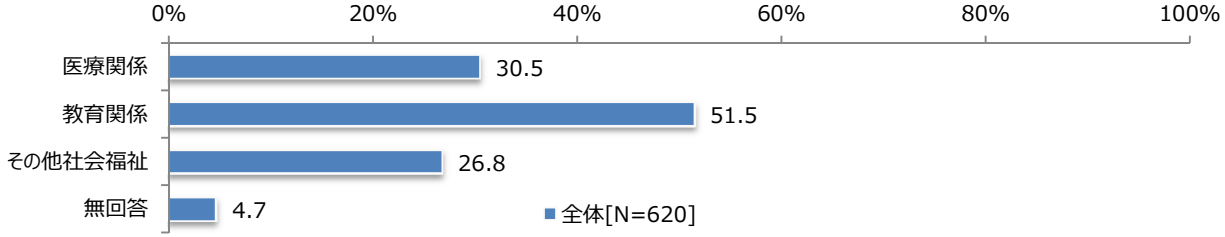

児童指導員及び指導員の資格要件

	児童指導員	指導員
資格要件	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第四十三条に規定される任用資格 ・大学または大学院で社会福祉・心理・教育・社会のいずれかに関する学部・研究科・学科・専攻を卒業した者 ・社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者 ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校のいずれかの教諭となる資格を有する者 ・児童福祉事業の実務経験を有する者（高卒以上2年、その他3年） ・国立障害者リハビリテーションセンター学院などの児童福祉施設の職員を養成する施設等を卒業した者	○資格要件は特になし。 ○なお、平成24年2月8日事務連絡「障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う指定に係る留意事項等について」において、「指導員とは、従来の児童デイサービスの指導員と同様、障害児に対し適切な指導を行う能力を有する者」と示している。

放課後等デイサービス見直し概要

指定基準等の見直しによる対応【平成29年4月施行】

（1）障害児支援等の経験者の配置

〇児童発達支援管理責任者の資格要件の見直し（告示の改正）

現行の実務要件に保育所等の児童福祉に関する経験を追加し、障害児・児童・障害者の支援の経験（3年以上）を必須化する。

※既存の事業所は1年間の経過措置

〇人員配置基準の見直し（基準省令の改正）

人員配置基準上配置すべき職員を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者＊に見直し、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとする。

＊2年以上障害福祉サービス事業に従事した者

※既存の事業所は1年間の経過措置

（2）放課後等デイサービスガイドラインの遵守及び自己評価結果公表の義務付け

〇運営基準の見直し（基準省令の改正）

- 運営基準において、放課後等デイサービスガイドラインの内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行うことを義務付ける。
- 質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならない旨規定

【論点２－１】 障害児通所支援の質の向上と適切な評価（基本報酬）

現状・課題

○ 現行の報酬区分は、重症心身障害児とそれ以外に分けられており、軽度の発達障害と強度行動障害の状態にある重度の知的障害であっても同じ報酬単価となっていることから、軽度のみの受け入れや重度障害児の受け入れ拒否につながっているとの指摘がある。　※障害児支援は手帳を所持していなくても利用でき、また、障害支援区分の判定もない。

○ 支援内容については、現在指標がないこともあり、評価に差が設けられていない。

○ 放課後等デイサービスについては、授業終了後に支援を提供する場合には、休日に提供する場合や児童発達支援と異なり、開所時間減算がなく、短い支援時間であっても減算されない。

○ 報酬改定検討チームにおける関係団体ヒアリングでは、障害児の状態に応じて手厚い人員配置を必要とする一方、支援の必要度により報酬に差を設けることや、支援の提供時間に応じた適切な報酬設定が必要などの意見があった。

論　　点

○ 基本報酬における障害児通所支援の質の向上と適切な評価のあり方をどう考えるか。

○ 放課後等デイサービスについては、人員配置体制や利用者の状態といった指標に基づき、基本報酬を区分することを検討してはどうか。

○ 放課後等デイサービスを授業終了後に提供する場合においては、支援時間を適切に評価するため、基本報酬を時間単価にすることを検討してはどうか。

○ 児童発達支援についても、主に未就学児を支援する場合、学齢期児を支援する場合に応じ、基本報酬を区分することを検討してはどうか。

○ 強度行動障害の状態にある障害児を支援した場合の評価を検討してはどうか。

障害児通所支援利用者の状況

※平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査（平成27年度調査）より

（1）児童発達支援・医療型児童発達支援

①主な障害種別別利用者数

施設・事業所数=823

	総数	構成比%		総数	構成比%
知的障害（人）	4,927	18.2%	肢体不自由（人）	2,013	7.4%
発達障害（人）	12,649	46.8%	聴覚障害（人）	562	2.1%
うち自閉症	4,803	17.8%	うち軽度・中度	269	1.0%
うちアスペルガー症候群	669	2.5%	うち重度	194	0.7%
うちその他の広汎性発達障害	3,720	13.8%	視覚障害（人）	71	0.3%
うちＡＤＨＤ	856	3.2%	重症心身障害（人）	1,164	4.3%
うちＬＤ	131	0.5%	その他（人）	1,358	5.0%
うちその他	1,957	7.2%	不明（人）	4,292	15.9%
			合計（人）	27,036	100.0%

②手帳の保持状況別利用者数

施設・事業所数=834

		総数	構成比%			総数	構成比%
身体障害者手帳（人）	１級	2,069	7.2%	療育手帳（人）	Ａ（最重度・重度）	3,063	10.7%
	２級	574	2.0%		Ｂ（中度・軽度）	6,038	21.2%
	３級	243	0.9%		未所持	16,578	58.1%
	４級	85	0.3%		不明	2,865	10.0%
	５級	33	0.1%		合計	28,544	100.0%
	６級	230	0.8%	精神保健福祉手帳（人）	１級	9	0.0%
	未所持	23,505	82.3%		２級	40	0.1%
	不明	1,805	6.3%		３級	261	0.9%
	合計	28,544	100.0%		未所持	26,132	91.5%
					不明	2,102	7.4%
					合計	28,544	100.0%
				上記のいずれの手帳も所持していない（人）		14,847	52.0%

（2）放課後等デイサービス

①主な障害種別別利用者数

施設・事業所数=903

	総数	構成比%		総数	構成比%
知的障害（人）	6,988	28.1%	肢体不自由（人）	1,522	6.1%
発達障害（人）	13,320	53.5%	聴覚障害（人）	162	0.7%
うち自閉症	6,149	24.7%	うち軽度・中度	74	0.3%
うちアスペルガー症候群	859	3.4%	うち重度	97	0.4%
うちその他の広汎性発達障害	3,452	13.9%	視覚障害（人）	91	0.4%
うちＡＤＨＤ	1,280	5.1%	重症心身障害（人）	1,023	4.1%
うちＬＤ	299	1.2%	その他（人）	913	3.7%
うちその他	1,006	4.0%	不明（人）	886	3.6%
			合計（人）	24,905	100.0%

②手帳の保持状況別利用者数

施設・事業所数=741

		総数	構成比%			総数	構成比%
身体障害者手帳（人）	１級	1,591	7.4%	療育手帳（人）	Ａ（最重度・重度）	6,257	29.2%
	２級	590	2.8%		Ｂ（中度・軽度）	6,869	32.1%
	３級	211	1.0%		未所持	5,982	27.9%
	４級	83	0.4%		不明	2,310	10.8%
	５級	66	0.3%		合計	21,418	100.0%
	６級	103	0.5%	精神保健福祉手帳（人）	１級	35	0.2%
	未所持	16,725	78.1%		２級	137	0.6%
	不明	2,049	9.6%		３級	133	0.6%
	合計	21,418	100.0%		未所持	19,156	89.4%
					不明	1,957	9.1%
					合計	21,418	100.0%
				上記のいずれの手帳も所持していない（人）		4,693	21.9%

③在籍する学校の種類別の利用者数

施設・事業所数=844

	児童数総数	構成比%
通常の学級（人）	3,269	14.2%
うち小学校	2,666	11.6%
うち中学校	397	1.7%
うち高等学校	165	0.7%
特別支援学級（人）	6,927	30.2%
うち小学校	5,704	24.8%
うち中学校	1,142	5.0%
通級（人）	689	3.0%
うち小学校	606	2.6%
うち中学校	80	0.3%
特別支援学校（訪問教育を除く）（人）	11,880	51.7%
うち幼稚部	82	0.4%
うち小学部	5,248	22.8%
うち中学部	3,203	13.9%
うち高等部	3,229	14.1%
訪問教育（人）	109	0.5%
その他（人）	97	0.4%
合計（人）	22,971	100.0%

児童発達支援の基本報酬等

基本部分			利用者の数が利用定員を超える場合	又は	指導員又は保育士の員数が基準に満たない場合（1日につき）	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算
児童発達支援センターで行う場合	イ　障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合	(1) 定員30人以下	（976単位）				
		(2) 定員31人以上40人以下	（917単位）				
		(3) 定員41人以上50人以下	（858単位）				
		(4) 定員51人以上60人以下	（800単位）				
		(5) 定員61人以上70人以下	（779単位）				
		(6) 定員71人以上80人以下	（759単位）				
		(7) 定員81人以上	（737単位）				
	ロ　難聴児の場合	(1) 定員20人以下	（1220単位）				
		(2) 定員21人以上30人以下	（1073単位）				
		(3) 定員31人以上40人以下	（987単位）				
		(4) 定員41人以上	（900単位）				
	ハ　重症心身障害児の場合	(1) 定員15人以下	（1152単位）				
		(2) 定員16人以上20人以下	（874単位）				
		(3) 定員21人以上	（798単位）				
児童発達支援センター以外で行う場合	ニ　障害児（重症心身障害児を除く）の場合	(1) 定員10人以下	（620単位）				
		(2) 定員11人以上20人以下	（453単位）				
		(3) 定員21人以上	（364単位）				
	ホ　重症心身障害児の場合	(1) 定員5人	（1608単位）				
		(2) 定員6人	（1347単位）				
		(3) 定員7人	（1160単位）				
		(4) 定員8人	（1020単位）				
		(5) 定員9人	（911単位）				
		(6) 定員10人	（824単位）				
		(7) 定員11人以上	（699単位）				
					× 70/100	× 95/100	4時間未満 ×70／100 4時間以上6時間未満 ×85／100
			× 70/100				

放課後等デイサービスの基本報酬等

基本部分			利用者の数が利用定員を超える場合	又は	配置すべき従業者の員数が基準に満たない場合（1日につき）	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算
イ(1) 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合	（一）定員10人以下	（ 473単位 ）	×70／100		×70／100	×95／100	4時間未満 ×70／100 4時間以上6時間未満 ×85／100
	（二）定員11人以上20人以下	（ 355単位 ）					
	（三）定員21人以上	（ 276単位 ）					
イ(2) 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合	（一）定員10人以下	（ 611単位 ）					
	（二）定員11人以上20人以下	（ 447単位 ）					
	（三）定員21人以上	（ 359単位 ）					
ロ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合	（一）定員5人	（ 1329単位 ）					
	(二)定員6人	（ 1112単位 ）					
	(三)定員7人	（ 958単位 ）					
	(四)定員8人	（ 842単位 ）					
	(五)定員9人	（ 751単位 ）					
	（六）定員10人	（ 679単位 ）					
	（七）定員11人以上	（ 577単位 ）					
ロ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合	（一）定員5人	（ 1608単位 ）					4時間未満 ×70／100 4時間以上6時間未満 ×85／100
	(二)定員6人	（ 1347単位 ）					
	(三)定員7人	（ 1160単位 ）					
	(四)定員8人	（ 1020単位 ）					
	(五)定員9人	（ 911単位 ）					
	（六）定員10人	（ 824単位 ）					
	（七）定員11人以上	（ 699単位 ）					

【論点２－２】 障害児通所支援の質の向上と適切な評価（加算）

現状・課題

○　現行の報酬における手厚い人員配置を評価するための主な加算は以下のとおり。

①指導員加配加算（定員１０人以下の場合）：児童指導員等　１９５単位／日　　指導員　１８３単位／日

※基準を上回る数の指導員等を配置した場合に加算（１名分のみ）

②児童指導員等配置加算（定員１０人以下の場合）：１２単位／日

※指導員に代えて児童指導員等を配置した場合に加算

③特別支援加算：２５単位／日

※ＯＴ、ＰＴ、ＳＴ等を配置して支援した場合に加算

○　一方で、児童指導員等と指導員（無資格者）の単価が12単位しか差がないため見直しが必要との指摘もされている。

○　また、指導員加配加算については、児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所（児童発達支援、放課後等デイサービスともに）については算定できず、手厚い人員配置をしている場合でもその評価がされていない。

論　　点

○　加算における障害児通所支援の質の向上と適切な評価のあり方をどう考えるか。

○　指導員加配加算等について、経営実態調査を分析の上、実態に見合った適切な単価に見直すこととしてはどうか。

現行の算定例：指導員　１８３単位／日×２２日（営業日数）×１０人（利用人数）×１０円＝４０２，６００円／月

○　一方、手厚い人員配置を評価する観点から、指導員加配加算の算定できる人数を見直すこととしてはどうか。

○　児童発達支援センターや主として重症心身障害児を通わせる事業所についても、人員配置基準以上に職員を配置した場合の評価を検討することとしてはどうか。

○　特別支援加算についても、経営実態調査を分析の上、実態に見合った適切な単価に見直すこととするほか、視覚障害への支援の充実のため歩行訓練士などを算定要件に追加することとしてはどうか。

障害児通所支援の人員配置の状況

※平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査（平成27年度調査）より

（1）児童発達支援

①児童発達支援センター

	全体（ｎ＝162）				12人以下（ｎ＝22）				20人（ｎ＝16）				30人（ｎ＝51）				40人（ｎ＝14）				50人（ｎ＝16）			
	常勤	非常勤実人数	非常勤常勤換算	人員配置（平均）	常勤	非常勤実人数	非常勤常勤換算	人員配置（平均）	常勤	非常勤実人数	非常勤常勤換算	人員配置（平均）	常勤	非常勤実人数	非常勤常勤換算	人員配置（平均）	常勤	非常勤実人数	非常勤常勤換算	人員配置（平均）	常勤	非常勤実人数	非常勤常勤換算	人員配置（平均）
保育士	5.1	2.5	1.6	6.8	1.4	1.4	1.0	2.4	2.9	2.5	1.6	4.4	5.4	2.1	1.5	6.9	6.0	2.4	1.8	7.8	7.2	4.0	2.6	9.8
児童指導員	2.3	0.8	0.6	2.9	0.8	0.6	0.5	1.2	1.9	0.4	0.2	2.1	2.3	0.8	0.6	2.9	2.4	1.0	0.6	2.9	4.8	1.0	0.9	5.7
指導員	0.3	0.5	0.3	0.6	0.5	0.8	0.5	0.9	0.1	0.3	0.1	0.2	0.3	0.2	0.1	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.3	0.2	1.0
作業療法士	0.3	0.2	0.1	0.4	0.2	0.2	0.1	0.3	0.3	0.1	0.0	0.3	0.2	0.2	0.1	0.3	0.4	0.2	0.0	0.5	0.8	0.2	0.1	0.9
言語聴覚士	0.4	0.4	0.2	0.6	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.3	0.1	0.3	0.3	0.4	0.2	0.5	0.4	0.3	0.1	0.4	0.8	0.5	0.2	1.0
理学療法士	0.3	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4	0.1	0.1	0.4	0.1	0.2	0.1	0.2	0.3	0.3	0.1	0.4	0.7	0.0	0.0	0.7
看護師	0.4	0.3	0.2	0.6	0.2	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2	0.4	0.8	0.3	0.2	1.0	0.8	0.6	0.4	1.2
心理士	0.3	0.4	0.2	0.5	0.3	0.2	0.1	0.3	0.1	0.6	0.2	0.3	0.2	0.2	0.1	0.3	0.3	0.8	0.3	0.6	0.6	0.6	0.2	0.8
合計	9.4	5.2	3.1	12.5	3.6	3.8	2.3	5.9	5.9	4.5	2.3	8.2	9.1	4.4	2.8	11.8	10.5	5.2	3.2	13.7	16.3	7.2	4.7	21.0
（参考）必要人員								3				5				8				10				13

①児童発達支援事業所（重症心身障害児以外の障害児）

	全体（ｎ＝640）				10人以下（ｎ＝505）				10～15人（ｎ＝15）				15～20人（ｎ＝62）				20人以上（ｎ＝40）			
	常勤	非常勤実人数	非常勤常勤換算	人員配置（平均）	常勤	非常勤実人数	非常勤常勤換算	人員配置（平均）	常勤	非常勤実人数	非常勤常勤換算	人員配置（平均）	常勤	非常勤実人数	非常勤常勤換算	人員配置（平均）	常勤	非常勤実人数	非常勤常勤換算	人員配置（平均）
保育士	1.1	0.9	0.7	1.7	0.8	0.7	0.5	1.3	1.7	0.7	0.5	2.2	2.1	1.4	0.9	3.0	3.7	3.0	2.5	6.2
児童指導員	0.7	0.6	0.4	1.1	0.7	0.6	0.4	1.1	0.1	0.5	0.3	0.4	0.8	0.8	0.4	1.2	1.0	0.7	0.6	1.5
指導員	0.9	1.9	1.0	1.9	0.9	2.1	1.1	2.0	0.1	0.3	0.1	0.3	0.8	1.4	0.8	1.5	0.6	1.4	0.8	1.4
作業療法士	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.4	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.3	0.2	0.4
言語聴覚士	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.3	0.1	0.1	0.1	0.4	0.1	0.2	0.4	0.5	0.2	0.5
理学療法士	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.2	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	0.3
看護師	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.3
心理士	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.6	0.5	0.3	0.9
合計	2.9	3.9	2.3	5.2	2.5	3.7	2.1	4.7	2.1	2.7	1.4	3.5	3.9	4.7	2.6	6.5	6.8	6.9	4.9	11.6
（参考）必要人員								2				3				4				5

③児童発達支援事業所（重症心身障害児）　n＝53

	常勤	非常勤 実人数	非常勤 常勤換算	人員配置 （平均）
保育士	0.6	0.4	0.3	0.8
児童指導員	0.3	0.2	0.1	0.5
指導員	0.5	1.0	0.4	0.9
作業療法士	0.1	0.4	0.1	0.2
言語聴覚士	0.1	0.1	0.0	0.1
理学療法士	0.3	0.4	0.2	0.4
看護師	0.8	1.0	0.5	1.3
心理士	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	2.7	3.6	1.5	4.2
（参考） 必要人員				3

②放課後等デイサービス事業所（重症心身障害児）　n＝66

	常勤	非常勤 実人数	非常勤 常勤換算	人員配置 （平均）
保育士	0.5	0.5	0.3	0.8
児童指導員	0.5	0.8	0.3	0.8
指導員	0.6	1.2	0.5	1.1
作業療法士	0.1	0.2	0.0	0.1
言語聴覚士	0.0	0.1	0.0	0.0
理学療法士	0.2	0.4	0.1	0.2
看護師	0.5	1.0	0.8	1.3
心理士	0.0	0.1	0.0	0.0
合計	2.4	4.1	2.1	4.4
（参考） 必要人員				3

（2）放課後等デイサービス

①放課後等デイサービス事業所（重症心身障害児以外の障害児）

					10人以下（n＝873）				10～15人（n＝12）				15～20人（n＝45）				20人以上（n＝16）			
	常勤	非常勤 実人数	非常勤 常勤換算	人員配置 （平均）	常勤	非常勤 実人数	非常勤 常勤換算	人員配置 （平均）	常勤	非常勤 実人数	非常勤 常勤換算	人員配置 （平均）	常勤	非常勤 実人数	非常勤 常勤換算	人員配置 （平均）	常勤	非常勤 実人数	非常勤 常勤換算	人員配置 （平均）
保育士	0.6	0.5	0.3	0.9	0.5	0.5	0.3	0.8	0.8	0.7	0.4	1.2	1.1	0.8	0.6	1.7	1.6	0.8	0.4	2.0
児童指導員	0.7	0.7	0.4	1.0	0.6	0.7	0.4	1.0	0.9	0.5	0.5	1.5	0.8	0.8	0.3	1.1	0.9	0.6	0.4	1.3
指導員	1.1	3.0	1.3	2.3	1.0	3.0	1.3	2.3	0.6	1.4	1.0	1.6	1.1	4.1	1.6	2.7	1.6	3.8	1.9	3.6
作業療法士	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1
言語聴覚士	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1
理学療法士	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1
看護師	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.4	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0
心理士	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1	0.4	0.1	0.0	0.4
合計	2.4	4.5	2.0	4.4	2.3	4.4	2.0	4.3	2.4	3.8	2.2	4.7	3.2	6.3	2.8	6.0	4.9	5.5	2.7	7.6
（参考） 必要人員								2				3				4				5

○各加算の算定率等

【児童発達支援】

	全事業所	算定事業所	算定率
児童指導員等配置加算		2,284	48.0%
指導員加配加算		2,993	62.9%
うち指導員		1,378	29.0%
うち児童指導員等		1,615	33.9%
特別支援加算	4,758	607	12.8%
福祉専門職員配置等加算		2,016	42.4%
うち加算（Ⅰ）		434	9.1%
うち加算（Ⅱ）		280	5.9%
うち加算（Ⅲ）		1,302	27.4%

【放課後等デイサービス】

	全事業所	算定事業所	算定率
児童指導員等配置加算		4,717	44.4%
指導員加配加算		7,936	74.8%
うち指導員		3,259	30.7%
うち児童指導員等		4,677	44.1%
特別支援加算	10,613	454	4.3%
福祉専門職員配置等加算		3,546	33.4%
うち加算（Ⅰ）		994	9.4%
うち加算（Ⅱ）		572	5.4%
うち加算（Ⅲ）		1,980	18.7%

○放課後デイサービスにおける福祉・介護職員の平均給与額
＜平成27年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（特別集計）より＞

	平均年齢	平均勤続年数	平成27年９月		平成26年９月	
			実労働時間	平均給与額	実労働時間	平均給与額
常勤・非常勤	41.3	4.3	125.6	239,550	127.9	223,887
常勤	37.9	4.8	161.1	265,217	165.0	247,152
非常勤	46.7	3.5	69.4	157,526	69.2	149,327

※　平均給与額は、基本給＋手当＋一時金（４～９月支給金額の１/６）により算出

職種別にみた障害福祉サービス等従事者の平均給与額等
（平成28年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査）

第26表　職種別にみた障害福祉サービス等従事者の平均給与額等（常勤・非常勤の合計）

	職員数（集計対象数）	平成28年9月			平成27年9月	平均給与額の差（単位：円）
		平均年齢（単位：歳）	平均勤続年数（単位：年）	平均給与額（単位：円）	平均給与額（単位：円）	
常勤・非常勤	3,632	44.6	10.3	351,185	341,391	9,794
福祉・介護職員	596	44.7	9.4	322,965	313,164	9,801
生活支援員	206	42.8	10.3	339,987	334,012	5,975
就労支援員	17	43.9	6.6	294,814	270,251	24,563
職業指導員	47	44.1	8.3	310,447	296,900	13,547
地域移行支援員	53	41.4	7.4	334,138	329,820	4,318
ホームヘルパー	167	47.8	8.9	301,713	287,757	13,956
児童指導員又は指導員	61	41.7	10.7	314,149	314,543	▲ 394
保育士	60	46.9	9.2	339,989	318,076	21,913
世話人	32	48.2	13.7	307,507	330,196	▲ 22,689
訪問支援員	26	47.3	8.2	306,836	302,782	4,054
看護職員	35	53.8	11.6	395,224	412,265	▲ 17,041
理学療法士・作業療法士	13	40.2	10.8	419,517	403,956	15,561
聴能・言語機能訓練担当職員	11	45.5	10.2	458,550	433,178	25,372
機能訓練担当職員	1	24.0	1.4	309,800	264,800	45,000
心理指導担当職員	13	41.5	5.5	264,358	255,424	8,934

※平均給与額は、基本給＋手当＋一時金（4～9月支給金額の1／6）により算出。

※非常勤は常勤換算により算出。

※複数の職種に該当する場合は、それぞれカウント。

【論点3】 一般施策との連携・移行支援の評価のあり方

現状・課題

○ 保育所や放課後児童クラブ等の一般施策においても、障害児の受け入れが進んでおり、障害福祉施策と子ども子育て施策、教育施策との連携は一層重要となっている。

○ また、報酬改定検討チームにおける関係団体ヒアリングでは、児童発達支援ガイドラインにおいて移行支援の重要性が位置づけられたが、年1回の関係機関連携加算では、幼稚園、保育園への丁寧な移行支援ができないとの意見がある。

《参考》関係機関連携加算の概要

○関係機関と連携して行う個別支援計画や連絡調整等を行った場合に評価

関係機関連携加算（Ⅰ）：保育所、学校等と連携して個別支援計画等を作成　200単位/回（年1回を限度）
関係機関連携加算（Ⅱ）：就学先、就職先との連絡調整及び相談援助を行う　200単位/回（各1回を限度）

論　　点

○ 一般施策との連携・移行支援の評価のあり方についてどう考えるか。

○ 保育所や放課後児童クラブ等の一般施策との連携強化を図るため、関係機関連携加算について、一定の制限を設けた上で、算定回数の増を検討してはどうか。

○ また、障害児が障害児通所支援事業所から一般施策へ移行できた場合にどのように評価するか。

【参考】 関係機関連携加算（Ⅰ）の算定要件

（一） 関係機関連携加算（Ⅰ）を算定する場合

ア　障害児が日々通う保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、ウの会議の開催に留まらず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。

イ　障害児が複数の障害児通所支援事業所等で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに、当該障害児が障害児相談支援事業を利用している場合には、連携に努めること。なお、他の障害児通所支援事業所等との連携については加算の対象とはしないものであること。

ウ　児童発達支援計画に関する会議の開催に当たっては、当該障害児が通う関係機関が出席すること。また、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。

エ　ウの会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、児童発達支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、児童発達支援計画を作成又は見直しをすること。連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが通所給付決定保護者にわかるよう留意すること。

オ　会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時、その内容の要旨及び児童発達支援計画に反映させるべき内容を記録すること。

児童発達支援ガイドライン（抜粋）

第1章　総則
第2章　児童発達支援の提供すべき支援
1　児童発達支援の内容
（1）発達支援
ア　本人支援　　（略）

イ　移行支援
　地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の考え方に立ち、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、障害のある子どもに対する「移行支援」を行うことで、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことが必要である。
　また、児童発達支援においては、障害のある子どもの発達の状況や家族の意向をアセスメントし、地域において保育・教育等を受けられるように保育所等への支援を行う「後方支援」の役割が求められている。

（ア）ねらい
　a　保育所等への配慮された移行支援
　b　移行先の保育所等との連携（支援内容等の共有や支援方法の伝達）
　c　移行先の保育所等への支援と支援体制の構築
　d　同年代の子どもとの仲間作り

（イ）支援内容
　a　具体的な移行を想定した子どもの発達の評価
　b　合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価
　c　具体的な移行先との調整
　d　家族への情報提供や移行先の見学調整
　e　移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達
　f　子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達
　g　併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整
　h　移行先の受け入れ体制づくりへの協力
　i　相談支援等による移行先への支援
　j　地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流

【論点4】 障害児及び保護者への相談援助の強化

現状・課題

○ 家族への相談援助の充実のため、平成27年障害福祉サービス等報酬改定において、事業所内相談支援加算を創設し、事業所内での障害児とその家族への相談援助を評価することとしている。

○ しかしながら、事業所内相談支援の算定要件では、相談援助が児童発達支援（放課後等デイサービス）を受けている時間と同一時間帯である場合を除くこととしており、利便性及び効率性が悪いとの指摘がある。

○ なお、保護者への相談援助の評価は、事業所内相談支援加算のほか、家庭連携加算と訪問支援特別加算がある。
- 家庭連携加算：障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族に対する相談援助等の支援を行った場合（１月に2回を限度）
- 訪問支援特別加算：事業所を利用していた障害児が継続して５日間利用しなかったときに、障害児の居宅を訪問して相談援助等を行った場合（１月に2回を限度）

論　　点

○ 障害児及び保護者への相談援助の強化についてどう考えるか。

○ 相談援助の強化のため、事業所内相談支援加算の算定要件の見直しを検討してはどうか。

事業所内相談支援加算の概要

〇事業所内で障害児及びその家族に対して相談援助等を行った場合に加算　　35単位/回（月１回を限度）

・算定要件

（一） あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への支援方法等に関する相談援助を行った場合（次のアからウのいずれかに該当する場合を除く。）に月１回に限り、算定するものであること。

ア　相談援助が30分に満たない場合

イ　相談援助が児童発達支援（放課後等デイサービス）を受けている時間と同一時間帯である場合

ウ　当該相談援助について家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合

（二） 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。

（三） 相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。

・算定率（H29．４国保連データ）

児童発達支援：３，４９３人／７４，６８０人（４．７％）

放課後等デイサービス：３，０９５人／１６０，４８７人（１．９％）

【論点５－１】その他

現状・課題

○　障害児については、体調が不安定なため欠席することが多いとの意見がある。また、インフルエンザ等の流行により欠席率が急増する場合もある。

○　また、報酬改定検討チームにおける関係団体ヒアリングでは、重症児は外部の環境に慣れることに時間がかかり、体調の変化が著しいため、欠席率が非常に高い。「主たる対象とする障害を重症心身障害とする」報酬に対応した欠席時対応加算の見直しを行うべきとの意見があった。

○　欠席時対応加算については、利用予定日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に算定できることとしている。 ９４単位/回（月４回を限度）

論　　点

○　欠席時対応加算の見直しをどう考えるか。

○　今後、欠席率の状況を分析した上で、重症心身障害児などの体調が不安定な障害児に着目して、欠席率が著しく高い場合については、算定回数の見直しを検討してはどうか。

欠席時対応加算の算定状況等

（１）国保連データより

	算定回数①	利用者数②	事業所数	１人当たりの算定回数①/②
児童発達支援	29,290	17,355	2,805	1.69
放課後等デイサービス	73,302	41,772	7,335	1.75

（２）平成２７年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査より

欠席時対応加算の算定ありの場合の対象児童数、算定回数（平成27年9月分）

○児童発達支援

（１）全事業所　　施設・事業所数=541

	総数
対象児童数（人）①	9,327
算定回数（回）②	10,689
対象児の欠席延べ回数（算定にかかわらず）（回）③	17,949
１人当たりの算定回数②/①	1.15
１人当たりの欠席回数③/①	1.92

施設・事業所数=53

（２）主として重症心身障害児を通わせる事業所

	総数
対象児童数（人）①	164
算定回数（回）②	210
対象児の欠席延べ回数（算定にかかわらず）（回）③	270
１人当たりの算定回数②/①	1.28
１人当たりの欠席回数③/①	1.65

○放課後等デイサービス

（１）全事業所　　施設・事業所数=626

	総数
対象児童数（人）①	6,512
算定回数（回）②	6,438
対象児の欠席延べ回数（算定にかかわらず）（回）③	8,243
１人当たりの算定回数②/①	0.99
１人当たりの欠席回数③/①	1.27

施設・事業所数=66

（２）主として重症心身障害児を通わせる事業所

	総数
対象児童数（人）①	293
算定回数（回）②	293
対象児の欠席延べ回数（算定にかかわらず）（回）③	437
１人当たりの算定回数②/①	1.00
１人当たりの欠席回数③/①	1.49

【論点５－２】その他

現状・課題

○ 放課後等デイサービスについては、平成27年４月に放課後等デイサービスガイドラインを策定・公表しており、平成29年４月からガイドライン内容に沿った評価項目に基づき自己評価及び質の改善を行い、それを公表することを義務付けている。

○ 児童発達支援については、児童発達支援ガイドラインを平成29年７月に策定・公表しており、放課後等デイサービス同様に公表の義務付け等を検討することとしている。

○ また、報酬改定検討チームにおける関係団体ヒアリングでは、公表しない場合に減算すべきとの意見がある。

○ なお、平成30年４月から、改正障害者総合支援法の施行により、情報公表制度が開始されることとなっている。

論　　点

○ ガイドラインに基づく自己評価結果等を公表していない場合の減算をどう考えるか。

○ 情報公表システムの稼働に合わせ、情報公表システムに自己評価結果等を公表していない場合については、システム稼働から一定期間経過後減算することを検討してはどうか。

第80回部会資料

障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

○　障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。

※請求事業所数：平成22年4月　48,300事業所　→　平成27年4月　90,990事業所

○　このため、①施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することとするとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設する。

※介護保険制度と子ども・子育て支援制度においては、同様の情報公表制度が導入されている。

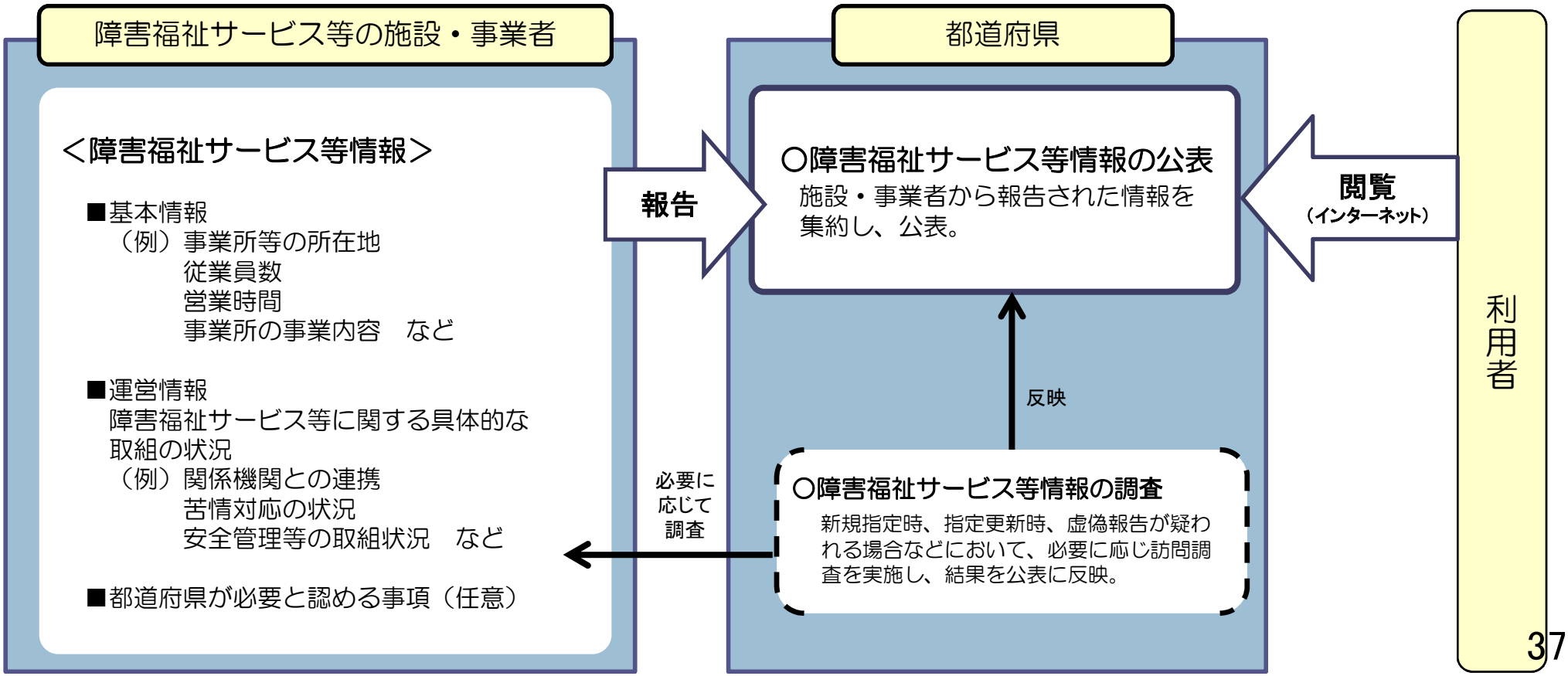

「児童発達支援ガイドライン」の概要

ガイドラインの策定

○　児童発達支援は、平成24年4月に約1，700か所であったが、平成29年1月には約4，700か所へと増加している。このような中、支援の質の確保及びその向上を図る必要がある。このため、児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして策定、公表する。

ガイドラインの目的

児童発達支援について、障害のある子ども本人やその家族に対して質の高い児童発達支援を提供するため、児童発達支援センター等における児童発達支援の内容や運営及びこれに関する事項を定める。

児童発達支援の提供すべき支援

児童発達支援は、大別すると「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」及び「地域支援」からなる。

【本人支援】障害のある子どもの発達の側面から、「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを大きな目標として支援。

【移行支援】障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにし、かつ同年代の子どもとの仲間作りを図っていくこと。

【家族支援】家族が安心して子育てを行うことが出来るよう、さまざまな家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等。

【地域支援】支援を利用する子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、関係機関等と連携すること。また、地域の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築すること。

児童発達支援計画の作成及び評価

障害のある子どもや保護者の生活全般における支援ニーズとそれに基づいた総合的な支援計画を把握し、具体的な支援内容を検討し実施する。
障害児支援利用計画と整合性のある児童発達支援計画を作成し、児童発達支援を実施する。

関係機関との連携

市町村、保健所、病院・診療所、保育所等、特別支援学校等の関係機関と連携を図り、円滑な児童発達支援の利用と、適切な移行を図る。

支援の質の向上と権利擁護

支援に関わる人材の知識・技術を高めるため、様々な研修機会の確保、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要。
児童の権利条約、障害者の権利条約、児童福祉法等が求める子どもの最善の利益が考慮される必要がある。

【自己評価結果の公表】　職員による事業所支援の評価及び保護者等による事業所評価を踏まえ、事業所全体として自己評価を行う。また、概ね1年に1回以上、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要。

「放課後等デイサービスガイドライン」の概要

総則

◆ **ガイドラインの趣旨**

◆ **放課後等デイサービスの基本的役割**

子どもの最善の利益の保障／共生社会の実現に向けた後方支援／保護者支援

◆ **放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動**

基本活動： 自立支援と日常生活の充実のための活動／創作活動／地域交流／余暇の提供 等

◆ **事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理**

設置者・管理者向けガイドライン

児童発達支援管理責任者向けガイドライン

従業者向けガイドライン

◆ **子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上**

環境・体制整備／ＰＤＣＡサイクルによる適切な事業所の管理
従業者等の知識・技術の向上／関係機関・団体や保護者との連携 等

◆ **子どもと保護者に対する説明責任等**

運営規程の周知／子どもと保護者に対する支援利用申込時の説明／保護者に対する相談支援等
苦情解決対応／適切な情報伝達手段の確保／地域に開かれた事業運営 等

◆ **緊急時の対応と法令遵守等**

緊急時対応／非常災害・防犯対策／虐待防止／身体拘束への対応
衛生・健康管理／安全確保／秘密保持等 等

放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価等

「事業所は、本ガイドラインに基づく自己評価を実施し、その結果を事業運営に反映させ、自己評価結果については公表するよう努めるものとする。」

○　そのためのチェックリストが必要との意見
○　ユーザー評価にも使えるように、との意見

「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」と、より簡素な「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」を作成

<u>想定される自己評価の流れ</u>

①　保護者へのアンケート調査
②　事業所職員による自己評価
③　事業所全体としての自己評価
④　自己評価結果の公表
⑤　保護者のアンケート調査結果のフィードバック

２．保育所等訪問支援

保育所等訪問支援

○ 対象者

■ 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児。

○ サービス内容

■ 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

○ 人員配置

■ 訪問支援員
■ 児童発達支援管理責任者　1人以上
■ 管理者

○報酬単価（平成27年4月～）

■ 基本報酬

916単位

■ 主な加算

訪問支援員特別加算（375単位）
→ 作業療法士や理学療法士、保育士等の専門性の高い職員を配置した場合に加算。

特別地域加算（基本単位数の15%）
→ 中山間地域等に居住している者に対して支援を提供した場合に加算。

○ 事業所数　379（国保連平成29年4月実績）

○ 利用者数　2,145（国保連平成29年4月実績）

保育所等訪問支援の現状

【保育所等訪問支援の現状】
○　平成24年度の新制度開始時に、新規事業として創設。事業の周知に伴い着実に伸びてきている。

○　しかしながら、児童発達支援、放課後等デイサービスと比較すると規模が圧倒的に小さい。

総費用額の推移

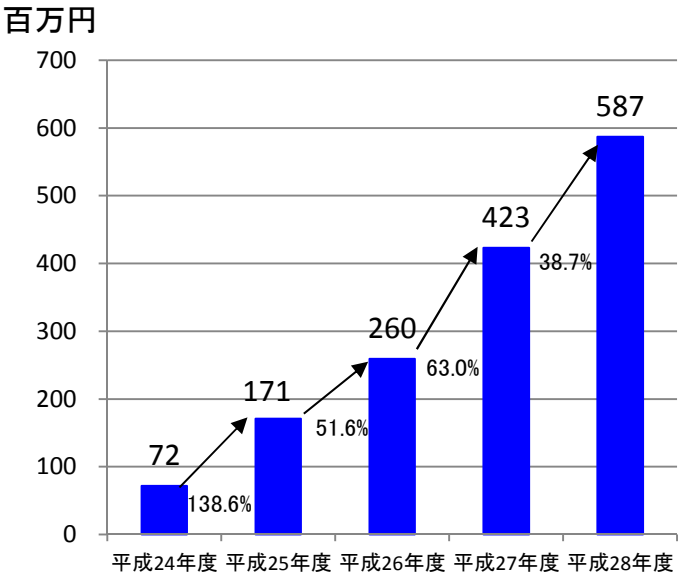

利用児童数の推移
（一月平均）

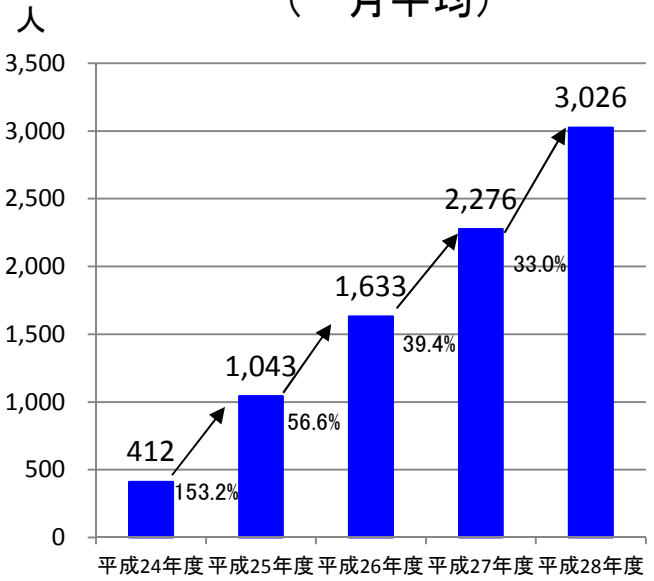

請求事業所数の推移
（一月平均）

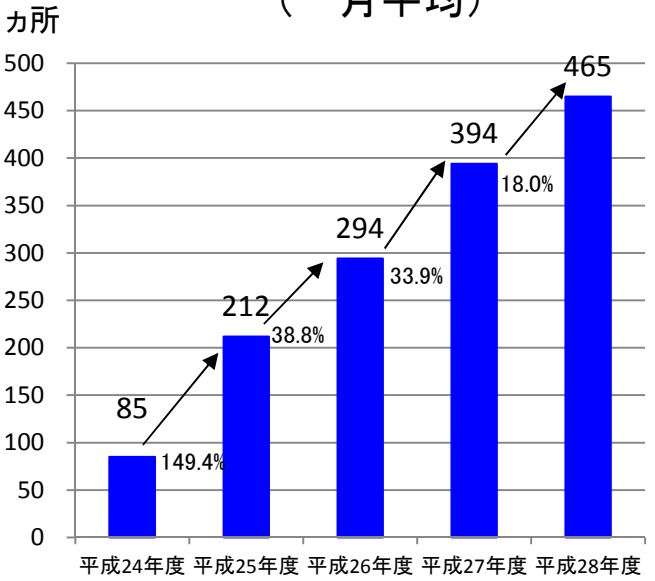

※出典：国保連データ

関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見等の内容	団体名
1	○保育所等訪問支援事業の報酬の見直しー継続的な経験者・専門資格者への適切な報酬 ①本体の支援との関係で出向くのが困難である。保育所等訪問支援事業の職員は10年近い経験職員が担当している。事業として独立して、保育所等に支援できるような単価設定・加算が必要である。 ②各種加算の必要性ー特に丁寧なアセスメントの必要性から初回調整加算が必要である。	全国児童発達支援協議会
2	○保育所等訪問支援については、既存の児童発達支援センターに併設を強く求めるほか、児童発達支援事業の新規申請時に併設を求める。	全国手をつなぐ育成会連合会
3	○保育所等訪問支援の基礎報酬を大幅に引き上げるべき。	
4	○保育所等訪問支援の提供にあたっては、経験豊富な職員を派遣しなければならないため、1件当たりの単価の見直しが必要である。	日本知的障害者福祉協会

保育所等訪問支援に係る報酬・基準について

保育所等訪問支援に係る論点

論点１　保育所等訪問支援の適切な評価

論点２　初回のアセスメント等の評価

論点３　その他

【論点1】 保育所等訪問支援の適切な評価

現状・課題

○ 現行の訪問支援員の要件は、解釈通知により、「指定保育所等訪問支援の提供に当たる従業者の要件については、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者とする。」とされている。

○ また「訪問支援員特別加算」において、①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは保育士の資格取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援又は相談支援の業務又はこれに準ずる業務に5年以上従事した者、②障害児に対する直接支援又は相談支援の業務又はこれに準ずる業務に10年以上従事した者については、上乗せして評価している。

○ 一方で、保育所等訪問支援には、より経験が豊富で専門的な支援の技術を有する者の配置が必要であるが、その報酬は適切に評価されていないとの意見がある。

論　　点

○ 保育所等訪問支援の適切な評価（基本報酬・加算）についてどう考えるか。

○ 質の高い支援を担保するために、質の高い訪問支援員を確保した場合、訪問支援員特別加算の増額を検討すべきではないか。

保育所等訪問支援従事者の平均給与額等

○保育所等訪問支援従事者の平均給与額等）

第83表　施設・事業所規模別にみた処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）の届出をしている事業所等における福祉・介護職員の平均給与額等（常勤・非常勤の合計）

	職員数（集計対象数）	平成28年9月			平成27年9月	平均給与額の差（単位：円）
		平均年齢（単位：歳）	平均勤続年数（単位：年）	平均給与額（単位：円）	平均給与額（単位：円）	
保育所等訪問支援	320	40.7	10.0	320,633	307,995	12,638

※平均給与額は、基本給＋手当＋一時金（4～9月支給金額の1／6）により算出。
※非常勤は常勤換算により算出。

（平成28年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査抜粋）

○職種別にみた障害福祉サービス等従事者の平均給与額等

第26表　職種別にみた障害福祉サービス等従事者の平均給与額等（常勤・非常勤の合計）

	職員数（集計対象数）	平成28年9月			平成27年9月	平均給与額の差（単位：円）
		平均年齢（単位：歳）	平均勤続年数（単位：年）	平均給与額（単位：円）	平均給与額（単位：円）	
常勤・非常勤	3,632	44.6	10.3	351,185	341,391	9,794
福祉・介護職員	596	44.7	9.4	322,965	313,164	9,801
生活支援員	206	42.8	10.3	339,987	334,012	5,975
就労支援員	17	43.9	6.6	294,814	270,251	24,563
職業指導員	47	44.1	8.3	310,447	296,900	13,547
地域移行支援員	53	41.4	7.4	334,138	329,820	4,318
ホームヘルパー	167	47.8	8.9	301,713	287,757	13,956
児童指導員又は指導員	61	41.7	10.7	314,149	314,543	▲ 394
保育士	60	46.9	9.2	339,989	318,076	21,913
世話人	32	48.2	13.7	307,507	330,196	▲ 22,689
訪問支援員	26	47.3	8.2	306,836	302,782	4,054
看護職員	35	53.8	11.6	395,224	412,265	▲ 17,041
理学療法士・作業療法士	13	40.2	10.8	419,517	403,956	15,561
聴能・言語機能訓練担当職員	11	45.5	10.2	458,550	433,178	25,372
機能訓練担当職員	1	24.0	1.4	309,800	264,800	45,000
心理指導担当職員	13	41.5	5.5	264,358	255,424	8,934

※平均給与額は、基本給＋手当＋一時金（4～9月支給金額の1／6）により算出。
※非常勤は常勤換算により算出。
※複数の職種に該当する場合は、それぞれカウント。

（平成28年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査抜粋）

【論点2】 初回のアセスメントの評価

現状・課題

○ 保育所等訪問支援の実施にあたっては、障害児の直接支援の前に、保育所等の訪問先と事前調整を要する。

○ 報酬改定検討チームにおける関係団体ヒアリングでは、他の通所支援に比べ、アセスメントは高度で手間もかかることから、初回調整加算が必要であるとの意見があった。

○ なお、居宅介護などの訪問系サービスにおいては、新規に支援計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回または初回の属する月に同行した場合に初回加算を算定している。

論　　点

○ 初回のアセスメントや支援前の訪問先との連携・調整の評価についてどう考えるか。

○ 訪問系サービス同様に初回加算を創設してはどうか。

○ 算定要件は、訪問系サービスを参考とし、児童発達支援管理責任者が初回または初回の属する月に同行した場合に初回加算を算定することとしてはどうか。

【論点3】 その他

現状・課題

○ 児童発達支援や放課後等デイサービスにおいては、障害児の居宅を訪問して、障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合「家庭連携加算」により報酬上評価されている。

○ しかしながら、保育所等訪問支援についても、家庭との連携（家庭での相談援助等）は重要であるが、報酬上の評価はされていない。

○ また、報酬改定検討チームにおける関係団体ヒアリングでも、保護者に対する丁寧な支援が必要であることから保育所等訪問支援についても「家庭連携加算」の創設について要望されている。

論　　点

○ 保育所等訪問支援における家庭（保護者）に対する支援（相談援助等）の評価についてどう考えるか。

○ 保護者支援の充実のため、家庭連携加算を創設してはどうか。

参考：保育所等訪問支援の保護者支援の実施状況（平成２７年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査より）

保護者への相談支援の実施有無別の施設・事業所数 （平成27年9月中、複数回答）

	利用者（保護者）のニーズに応じて随時相談支援を実施	利用者（保護者）のニーズに応じて定期的に相談支援を実施	全ての利用者（保護者）に対して相談支援を実施	相談支援を実施していない	無回答	計
施設・事業所数	194	69	96	76	24	375
割合%	51.7%	18.4%	25.6%	20.3%	6.4%	100.0%